区域外就学許可基準

(学校教育法施行令第9条関係)

西伊豆町教育委員会

項目	許可基準	許可期限	備考
(1) 最終学年	最終学年時(小6・中3)の他 市町村への転居による場合	卒業するまで	
(2) 転 居	学期途中の他市町村への転居に よる場合	転居した学期の終 了するまで	始業式以前の場合は除く
	新築、改築等のため一時的な他 市町村への転居の場合	新(改築)居へ転 居するまで	但し、新築、改築家屋の完成 転居が6ヶ月以内に行われ るものとする
(3) 心身的理由	心身障害等により町外から特別 支援学級へ通学するための場合	卒業するまで	但し、特別支援学級へ通学する必要の無くなった場合に は元の学校へ転校する
(4) 生徒指導上	生徒指導上の配慮が必要であると認められる場合	生徒指導上の問題がなくなるまで	特に配慮が必要である旨の 校長からの副申書類をつける
(5) 特殊事情	他市町村に住民登録をしているが、実際の居住地が町内であり居住地から同学区の学校に在学する場合【身体的(健康面)、金銭的(サラ金)及び家庭内不和(暴力・離婚)等の理由】	相当期間	居住地に住んでいる事実証 明を添付 (民生委員等証明)
(6) 地理的理由	他市町村の境に居住しており自 治会等の付き合いが町内の場合	卒業するまで	
(7) 帰国子女	帰国子女で一般の小中学校では 著しく不都合を生じると思われ るために他市町村の学校に入学 したい旨の保護者の希望があっ た場合	相当期間	
(8) その他	相当の理由があると認められ且 つ他市町村教育委員会の相互の 協議の対象になると思われる理 由による場合	相当期間	